

伊丹市規則第 4 9 号

伊丹市事務改善委員会規則を廃止する等の規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 8 日

伊丹市長 中田 慎也

伊丹市事務改善委員会規則を廃止する等の規則（令和８年伊丹市規則第４９号）

（伊丹市事務改善委員会規則の廃止）

第１条 伊丹市事務改善委員会規則（昭和４２年伊丹市規則第２４号）は、廃止する。

（伊丹市事務分掌規則の一部改正）

第２条 伊丹市事務分掌規則（昭和３８年伊丹市規則第４号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
（事務分掌の具体的事項） 第９条 第４条第１項および第２項に掲げる組織の具体的事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 総合政策部 （略） 総務部 法制課～総務室 （略） 人材育成室 人事研修課 （１）～（７） （略） <u>（８） 伊丹市事務改善委員会に関すること。</u> <u>（９）</u> （略） <u>（１０）</u> （略） <u>（１１）</u> （略） <u>（１２）</u> （略） 給与制度課～危機管理室 （略）	（事務分掌の具体的事項） 第９条 第４条第１項および第２項に掲げる組織の具体的事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 総合政策部 （略） 総務部 法制課～総務室 （略） 人材育成室 人事研修課 （１）～（７） （略） <u>（８）</u> （略） <u>（９）</u> （略） <u>（１０）</u> （略） <u>（１１）</u> （略） 給与制度課～危機管理室 （略）

財政基盤部～緊急経済対策事業推進班（略）

財政基盤部～緊急経済対策事業推進班（略）

付 則

この規則は、公布の日から施行する。